

## 図面謄本交付請求に関する注意点

### (証明請求対象地)

証明請求対象地は、証明を必要とする原因となった土地（筆）で、公図上の道水路に接する全ての土地（筆）を記入してください。

### (請求方法)

図面謄本交付請求書（第1号様式）を使用し、次に掲げる図書を添付してください。

#### (1) 案内図 住宅地図等を使用し、周辺の情報が容易に把握できるもの

※1 請求対象地を赤色で記入してください。

※2 地形図等の住宅等情報が記載されていない地図は、使用できません。

#### (2) 法務局備付の地図（公図） 請求日以前3か月以内に取得し、かつ、最新のもの

※1 請求対象地及び証明範囲を赤色で記入してください。

※2 コピーしたものや、登記情報提供サービスにより取得したものも使用できます。

※3 請求場所が筆界未定の場合は、位置関係を特定するため、旧公図等を添付してください。

添付がない場合は、筆界未定地を構成する土地全てを請求対象地として扱います。

#### (3) 現地実測図 道路台帳区域線図又は境界調査図（請求日以前3か月以内に取得し、かつ、最新のもの）に、証明請求対象地、現地の境界標の種類及び請求日以前3か月以内に実測した点間距離（m）を赤色で記入（小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで記入）するものとする。

※1 独自に作成された図面ではなく、道路台帳区域線図（横浜市行政地図情報提供システム「よこはまのみち」によるものを含む。）又は道水路等境界調査図を使用してください。

※2 道路台帳区域線図の場合は、証明請求対象地を図面の中心に据えたものを使用してください。

※3 縮尺は指定しませんが、数値が読み取れるものを使用してください。

#### 4 境界標の種類は、詳細に分類して記入してください。

（市石、民石、鋳物、市プレート、民プレート、市鋲、民鋲、プラスチック杭、木杭、ペンキ、刻み、図上点等）

※5 市石、市鋳物、市プレート、市鋲以外の境界標について、境界調査図等作成時の境界標でない場合は、原則として境界標と認められません。また、劣化の激しい境界標は、亡失していると判断されることがあります。

※6 境界標が法上・法下、民地内、地中等に設置され、目視による発見が容易でない場合は、現地の詳細な状況を記入してください。

市の現地調査時に境界標が確認できない場合、その後に現地立会をお願いする等により、請求から交付まで1か月以上の期間を要することがあります。

※7 道路台帳図補正に使用する図面謄本を取得する場合は、証明範囲について、事前に補正担当職員と協議し、その承諾を得てください。

### (4) 境界標写真（遠景・近景） 証明範囲内の境界標写真（請求日以前3か月以内に撮影）

※1 境界標の位置、種類及び境界点がかかるように撮影

（各種紙のときに写真が小さく種類・境界点の確認ができないことや、各種石杭のときに劣化の程度等により境界点の確認ができないことが多いため、写真の拡大や境界標の形状・境界点の補記をした写真を追加するなどしてください。

※2 現地実測図と同じ点番号（又は任意の点番号）を記載

### 交付期間短縮を希望される場合（土地家屋調査士（法人）、測量士の方へ）

(3)の現地実測図に、「本件請求に係る現地の状況・実測結果については、本図面に記入のとおり相違ありません。」と記載し、日付、資格者名、資格名、資格登録番号を記入し、有資格者の責任において現地の状況及び実測結果について記載事項と相違ないこと宣誓してください。

→この場合、机上検査に合格すれば、2週間程度で図面謄本を交付します。

### (証明の範囲)

証明請求対象地が接する道路の区間のうち必要な部分

※1 区域の証明であるため、証明請求対象地側のみでなく、対側地も含みます。

※2 震災・戦災復興地区等の街区により図面が作成されている場合は、街区単位での証明となります。ただし、街区の一部での証明はできません。

※3 境界調査完了時や道路台帳図補正に伴う請求等で、証明請求対象地に対する最小限以上の範囲での証明が必要な場合は、その理由の分かる資料、図面等を請求書に添付し、事前に担当職員と協議し、その承諾を得てください。



## 図面謄本発行手続

\*一般的な流れです。案件によりこのフロー図に該当しないケースがあります。

### 請求者による現地調査・測量

\*現地調査は請求日前3か月以内に実施してください。

(事前相談)

\*請求時に現地の状況を伺いますので、請求内容がお分かりになる方の御来庁をお願いいたします。

### 図面謄本請求受付

(請求書・添付書類の確認、現地実測内容の聞き取り等)

証明範囲・境界線の有無・境界線の種類・点間距離が較差の範囲内であるか等を確認

※図面と現地実測点間距離の許容誤差  
(ア)10m未満…±3cm以内  
(イ)10m以上…±5cm以内

※民権、プラスチック杭、木杭、ペンキ、刻み、図上点等は境界線と認められない場合があります。  
劣化状況の激しい境界線は亡失していると判断する場合があります。

本市管理図面と一致する境界線が有り、  
点間距離が較差の範囲内

本市管理図面と一致する境界線が無し  
又は点間距離が較差の範囲外

### 検査

### 復元手続

合格

不合格

証明範囲内で  
1箇所のみ亡失

証明範囲内で  
2箇所以上の  
亡失又は移設

境界線設置費※1  
(一定の条件あり)

境界調査申請

※1 亡失箇所が既存の有効な境界線3箇所(座標がある場合は2箇所)以上から復元可能な場合

※2 境界調査図作成を伴わない復元  
(一定の条件あり)

境界調査図作成を伴う復元や再明示

※2 亡失又は移設する箇所が既存の有効な境界線3箇所(座標がある場合は2箇所)以上から復元可能な場合

検査 不合格は「復元手続」へ

### 図面謄本交付決裁

### 図面謄本交付

※請求から交付までの期間 道路台帳図:約1か月 境界調査図:約2週間  
(交付期間短縮請求:約2週間)

※復元手続を要する場合は、復元完了後の交付になります。

請求受付 ↓

図面謄本交付審査・境界線復元手続

↓

交付手続

## 【写真添付例】

形状が判別しづらい境界線については、  
ペンキを塗布する等、写真で境界線の位置が確認できるように撮影してください。

点番号K1  
遠景



近景



点番号70  
遠景



遠景は、道路の曲がり等が分かるように、撮影してください。


近景



点番号94  
遠景



近景

近景は、なるべく大きく、矢印や「」、  
測量点等が分かるように鮮明に撮影してください。



# 道路台帳区域線図



## 【現地実測図記入例】

137-42  
MD14-4-42

137-43  
MD14-4-43

港南区

境界標の種類と実測距離を赤色で記入  
(境界標の種類記入例：市石、民石、鋳物、市プ、民プ、市鋳、民鋳、プラ、木杭、ペンキ、刻み)

点番号がない場合は、  
任意に付して赤字で記入

請求対象地

鋳物 15.50  
市石 14.45  
刻み 12.01  
市鋳 8.90  
民鋳 11.39  
K1市石 24.24  
民プ 7.65  
K2市鋳 28.96  
27.90

証明範囲  
(写真添付範囲)

148-2  
MD24-2-2

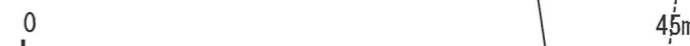
148-3  
MD24-2-3

交付期間短縮請求を希望される場合は  
【土地家屋調査士(法人)又は測量士による宣誓】を  
下記のとおり、現地実測図に記載してください。

本件請求に係る現地の状況・実測結果については、本図面に記入のとおり相違ありません。

資格登録番号 -

○年○月○日  
土地家屋調査士又は測量士名



- 【道路台帳区域線図について】
- 区域線図は、道路(または水路を含む場合もある)の区域を表した図面です。
  - 区域と隣接する土地との境界点及び、境界点間の距離を記載しています。
  - 区域線図は全ての道路について記載されているわけではありません。
  - 記載されていない箇所については、土木事務所で道水路等境界調査図の有無の確認をお願いします。
  - ※市境の道路の境界調査図については、道路調査課調査係で確認して下さい。
  - 図面に記載されている市、区及び町境界線、筆界及び地番については、公図を参考に記載されたものであり地権者間の権利関係を表しているものではありません。

横浜市道路局

印刷日：2022年11月18日

この地図成果は、国土交通省国土地理院の承認を得て同院所管の測量標及び測量成果を使用して調製した道路台帳図の一部を印刷したものです。